

2021年のベトナム経済に対する新型コロナウイルス感染症の影響

岡山県ベトナムビジネスサポートデスク (I-GLOCAL HO THI Y NHI)

I. はじめに

新型コロナウイルス感染症（以下「COVID-19 感染症」という）の世界的な流行により、世界各国の産業や社会生活は深刻な影響を受けている。ベトナムで2021年4月27日から始まったいわゆる第4波では、国内の新規感染者数は65万1,726人、その内回復者数は42万777人と発表された（2021年9月16日現在）。長期化するCOVID-19感染症の拡大を受け、外国人投資家の投資・事業活動や、ベトナムで就労する外国人の入国申請、滞在延長手続き等に多くの困難が生じている。このような事情を背景に、感染状況に対応しつつ景気を迅速に安定させ回復するため、ベトナム政府は様々な経済・社会保障政策を策定し実行している。

本稿では、COVID-19感染症のベトナム経済や投資家・企業に対する影響、新たな方向性や機会について述べるとともに、現在政府が展開しているCOVID-19感染症対策について説明する。

II. 経済に対する影響および課題

1. ベトナムにおけるCOVID-19感染症第4波の状況

ベトナムはこれまでにCOVID-19感染症の爆発的拡大を4回経験している。第1波は85日間（2020年1月23日～4月16日）続き、感染者数は最も少なかった（市中感染者100人）。第2波は129日間（2020年7月25日～12月1日）続いたが、ピークは36日間（2020年7月25日～8月29日）でダナン市が流行の中心とされ、市中感染者は554人と発表された。第3波はハイズオン省で発生し57日間（2021年1月28日～3月25日）続き、910人の感染者が発表された。

現在ベトナムは第4波（2021年4月27日から）の真っ只中にある。第4波は現在までで最も長期化し、深刻な状態に陥っている。9月に入ってから1日あたりの新規感染者数は平均1万人ほどと、過去4回の感染拡大の中で最多を記録しているが、過去3回の感染拡大と異なり深刻化している要因は、感染力が強い変異株の流行とみられる。特に、ホーチミン市とその周辺の南部地域での新規感染者数の増加と厳格な活動制限は、人々の生活および社会経済の発展に大きな影響を及ぼしている。

過去3回の感染爆発と比較してみると、第4波の深刻さは以下のグラフにも表れている。

ベトナムにおける COVID-19 感染症状況

(2021年9月16日の午後6時点迄)

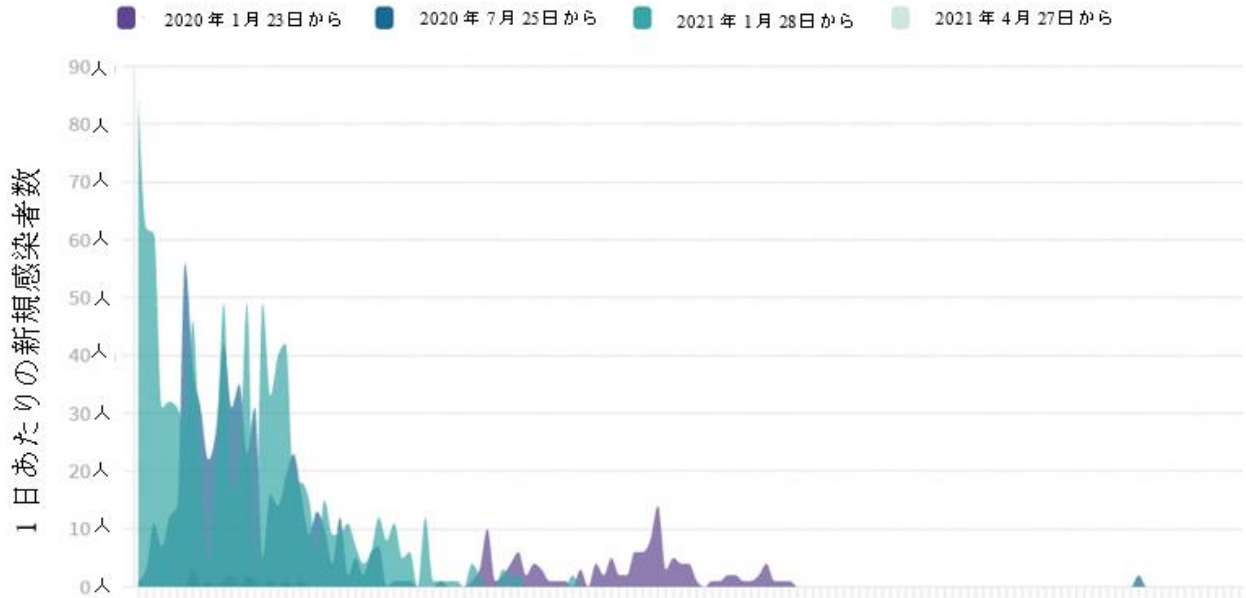


図1：COVID-19 感染症の第1、2、3波の進展

(出典：baotintuc.vn)



図2：COVID-19 感染症の第4波の進展

(出典：baotintuc.vn)

2. 経済への影響と今後の展望

2.1. ベトナム経済に対する影響

ベトナムはこれまで東南アジア諸国の中でも景気が堅調な国と見られてきた。しかし、COVID-19 感染症の拡大と感染防止のための厳格な抑え込み措置により、ベトナムの経済は影響を受けており、なかでも、製造業への打撃は大きく、世界のサプライチェーンにも混乱を及ぼしている。以下、経済指数、生産・貿易、外国資本の投資の概況をみていきたい。

まず経済成長率だが、その落ち込みのスピードは当初の予想よりも早いといえる。英国の IHS Markit 社の 2021 年 9 月 1 日付レポートによると、ベトナムの購買担当者景気指数 (PMI) は 7 月の 45.1% から 8 月には 40.2% まで低下している。同時に多くの専門家・組織が、ベトナムの 2021 年第 2 四半期の国内総生産 (GDP) は前年同時期に比べ 1~1.5% 減少すると予測している。

また、生産活動は明らかに停滞し、生産量も減少している。COVID-19 感染症予防のための制限措置により、製造業向けの新規注文数が過去 16 か月にわたって速いペースで減少し続けた結果、多くの製造業者は一時生産停止に追い込まれている。

しかし、商品の輸出入高については底堅い様子がうかがえる。2021 年度の年初から 7 か月分の商品の総輸出入売上高は、全年の同時期と比べ 30.2% 増加し、約 3,733.6 億米ドルに達した。

一方で、外国投資の勢いは落ちており、外国人投資家はベトナムへの投資を慎重に検討している段階と考えられる。2021 年上半期に登録された外国総投資額は前年の同時期と比べ 2.6% 減少し、153 億米ドルにとどまった。ただし、テクノロジー分野に資本を投入する外国人投資家は急増しており、約 170 社の外国企業がソフトウェア、電気通信、電子等の分野に投資した。

世界銀行によると、COVID-19 感染症の流行期間中に世界経済は全体的に衰退したが、ベトナム経済の基礎的要素はまだ堅調であると評価されており、2022 年以降の GDP は感染爆発前の成長率 (約 6.5~7%) に戻る可能性もあると見られている。

2.2.投資家、企業に対する影響

COVID-19 感染症は内資・外資を問わず全ての在ベトナム企業に影響を及ぼし、次のような事態が広く見受けられている。

- 社会的隔離措置が適用され顧客へのアプローチが困難となった結果、企業の資金繰りが悪化し、労働者の配置や確保も不十分で困難な状態が発生している。
- 多くの企業でサプライチェーンが断たれ発注数や生産量も減少したため、事業規模を縮小せざるを得なくなっている。
- 営業の継続のために要求される「1つのルート・2つのスポット」体制や「3つの現場」体制の導入コストは重く、企業の長期予算と生産計画に直接的な影響を及ぼしている。
- 投資プロジェクトによっては実施が叶わず、投資計画を遅らせ、または延期せざるを得なくなっている。プロジェクトに不可欠な外国人専門家や技術者が計画通りにベトナムに入国できなくなっていることも、企業の事業計画に影響を及ぼしている。

あらゆる企業で、COVID-19 感染症関連のコストが生じ、経営状況は益々困難になり利益も圧迫されている。企業本来の目標である「利益の追及」をする余裕はなく、マーケットの維持と損失の抑制に注力せざるを得なくなった。中小企業の中には、事業の一時停止、生産縮小、人員削減に追い込まれているところも多い。

2.3.今後の展望

COVID-19 感染症は、生活や社会経済に多くの困難をもたらした。しかし、これは同時に、混迷する社会で起業アイデアやプロジェクトを発展させ、ニーズに応じた新たな企業の方向性を見いだすとともに、企業の内部プロセスの見直しや改善を図る、あるいは経営投資活動の方向転換をする機会でもある。目立った動きとしては以下のようなことがあげられる。

- インダストリー4.0を活用した事業開発

ベトナムは、コロナ禍において経済のデジタル化を加速させた。オンラインサービスを提供する企業が急増していることなどは分かりやすい例である。さらに、ベトナム政府は、「2030年までを視野に入れた2025年までの国家デジタルトランスフォーメー

ション(DX)プログラム」を承認し、行政手続きおよびデータベースのデジタル化を推進し、通信インフラの改善を優先的に行っていくことを示した。

- リモートワークの維持・活用

DX、郵送、オンラインデータ通信を組み合わせた非接触型の人事管理（面接、トレーニング等）の実施促進は、COVID-19感染症対策措置の重要な点であり、また感染症の終息後も引き続き企業活動の効率化にも貢献するだろう。

- 内部管理体制や取引関係の評価・改善

長期的な目線で、自社の内部管理を見直し、評価・改善すると同時に、パートナーや顧客との強力な関係を維持・構築する機会であるといえる。現在の感染症状況のもとで、相互に情報共有や支援を行う取り組みを通じ、関係企業間での信頼感や安心感が育まれ、関係維持にも良い効果をもたらすだろう。

3. ベトナムにおける COVID-19 感染症対策及び経済政策

過去 3 回の感染爆発から成功体験を得てきたベトナム政府は、感染症対応、企業や労働者へのタイムリーな支援、段階的な景気回復計画作成のための方針や指導を迅速に適用している。以下は、これまでベトナム政府が発表し導入してきた感染症対策、経済政策の主な内容である。

(* COVID-19 感染症対策

- 重要な商品・サービスを除き、地域内で商品・サービスを提供する事業所の活動を一時停止する。
- 社会的隔離措置を適用し、人と人の間の距離を保ち、不要不急の外出を制限する。
- 国家機関は、全職員に対して情報技術の活用により自宅勤務制度を適用する。
- 公共輸送活動の一時停止、個人車両の制限を行う。
- 企業は「3つの現場」体制（現場での生産・現場での食事・現場での休憩宿泊）を導入し、「1つのルート・2つのスポット」体制（1つのみのルートを通して労働者の住居と生産現場との往復通勤を行う体制）に沿って労働者を最短距離で通勤させる。
- 生産・営業の事業所や工業団地で COVID-19 感染者が確認された場合、感染症予防対策を指導する。
- 「ワクチン外交」を推進する。ワクチン接種をできる限り多く実施し、集団免疫の早期獲得に向け、ワクチンの国際的援助・購入・輸入を促進する。

(*) 経済政策

- 電気料金の値下げ、社会保険料遅延納付の罰金免除、税金・土地賃貸料の引き下げ等、COVID-19 感染症拡大期間の企業・労働者向け支援策を立案・実施し、企業のコスト削減を支援する。
- COVID-19 感染症予防のための条件を満たした企業に対しては、生産・事業活動の実施を許可する。ただし営業再開は計画的に行わなければならない。
- 安定生産および円滑・効率的な商品流通の確保により、サプライチェーンの混乱解消を急ぐ。
- 企業の生産・事業支援のための、信用機関からの貸出金利引き下げ、債務返済猶予、利息の免除・削減、COVID-19 感染症流行の影響を受けた債務者に対する債務格付グループの維持を奨励する。

4. 外国人労働者に対する影響の例

COVID-19 感染症に対する措置が取られている間、外国人の入国・ビザ発行・滞在延長・労働許可証申請にも多くの制限がかけられている。

入国申請：政府は現在も外国人投資家、専門家、技術者、管理者のベトナム入国を認めている。COVID-19 ワクチン接種が完了している入国者に対しては、集中隔離の期間短縮措置が適用される。しかし、インド、マレーシア、タイ等流行状況が複雑化している地域からの外国人労働者に対しては、各地の人民委員会は入国申請書類を慎重に検査しており、手続きの指導や、受取りの一時停止を決定する権限が与えられている。

ビザ発行・滞在延長申請：9月24日現在、これらの申請の受付は停止されている。ただし停止期間中に滞在期限が切れてしまい延長申請が行えなかったとしても、入国管理局など管轄官庁は対象者に罰金を科さないことが確認されている。

労働許可証発行／延長申請：労働機関は、2021年8月23日以降新たな通知書が出るまで労働許可証申請の受付を停止している。2021年9月に入って政府は、新たな企業支援策の一貫として労働許可証発行／延長申請条件の一部緩和を発表し、9月中には適用されるよう各管轄機関に対し通知を行ったため、今後は手続きの再開とスピードアップが期待される。

上記のように入国や国内での滞在・就労の手続きにはまだ制限があるが、外国人労働者は、2021年7月の保健省決定に沿ってワクチン接種を優先的に受けることができ、また出国については制限を受けないものとされている。このような規制の状況から、ベトナム政府が展開

する制限は、COVID-19 感染症を効果的に防止しつつ、経済を回復させ、ベトナム内外の人々の健康を確保するためであることが理解できるだろう。

III. 結論

世界の多くの国々と同様に、ベトナムも 2020 年以降コロナ禍の影響を大きく受けてきた。しかし、状況の変化に応じて速やかに展開された政府指導は一定の成果をあげ、厳格ながらも全体として適切な措置であったと考えられている。各企業が新たな状況下での耐久性や適応能力を試されている時期ではあるが、これを機会と捉え、自社の生産・事業の現状、長所・短所・競争上の優位性などを再評価し、より効率的かつ持続可能な事業モデルに改善、投資をしていくことはできる。現時点までに様々な感染防止策とあわせてワクチン接種が促進され、引き続き多くの経済政策が検討されている。今後、これらの対策が効果的に実施されれば、ベトナムは投資家や企業にとって引き続き有望な投資先であり続けることができるだろう。

IV. 参考文献

1. 関連法令

- COVID-19 感染拡大防止対策の実施に関する 2020 年 3 月 27 日付首相指示第 15/CT-TTg 号
- COVID-19 感染症予防対策の実施に関する 2020 年 3 月 31 日付首相指示第 16/CT-TTg 号
- 新しい状況において COVID-19 感染症予防対策を引き続き実施する 2020 年 4 月 24 日付首相指示第 19/CT-TTg 号
- 第 15 期国会第 1 回会議の 2021 年 7 月 28 日付決議第 30/2021/QH15 号
- COVID-19 感染症予防対策の緊急措置に関する 2021 年 8 月 6 日付決議第 86/NQ-CP 号
- COVID-19 感染症の影響が続く中での企業・協同組合・個人事業主の支援に関する 2021 年 9 月 9 日付決議第 105 /NQ-CP 号
- 首相指示第 16/CT-TTg 号の実施に関する 2020 年 4 月 3 日付シャル第 2601/VPCP-KGVX 号
- COVID-19 感染症の影響を受けた電力利用顧客に対して第 5 期電気料金の値下げを支援する 2021 年 9 月 6 日付商工省発行オフィシャルレター第 5411/BCT-DTDL 号
- 2021～2022 年の COVID-19 ワクチン接種計画の発行に関する 2021 年 7 月 8 日付保健省発行決定第 3355/QD-BYT 号
- 企業・生産事業所において隔離と経営を同時に実施する 2021 年 7 月 14 日付決定第 2242/LDTBXH-TLD-PTM 号
- 国家機関の対応方法変更策の実施ガイドラインに関する 2021 年 8 月 22 日付決定第 3551/SNV-CCHC 号

- ホーチミン市の経済回復計画案

2. リソース

- 世界保健機構: <https://covid19.who.int/>
- ベトナム保健省: <https://ncov.moh.gov.vn/>
- ベトナム 商工省: <https://moit.gov.vn/tin-tuc/hoat-dong/san-xuat-cong-nghiep-gap-kho-dien-bien-thi-truong-phuc-tap-d.html>
- ベトナム政府電子広報: <http://baochinhphu.vn/Kinh-te/Cac-yeu-to-can-ban-cua-nen-kinh-te-Viet-Nam-van-vung-chac-de-phuc-hoi-sau-dai-dich/443839.vgp>
- ベトナムの COVID-19 感染症に関する政府広報: <https://www.24h.com.vn/tong-hop-so-lieu-dich-covid-19-c972.html>
- ベトナムマガジン: <https://www.rfi.fr/vi/t%E1%BA%A1p-ch%C3%AD/t%E1%BA%A1p-ch%C3%AD-vi%E1%BB%87t-nam/20210906-t%C3%A1c-%C4%91%E1%BB%99ng-c%E1%BB%A7a-%C4%91%E1%BB%A3t-d%E1%BB%8Bch-covid-m%E1%BB%9Bil%C3%AAn-n%E1%BB%81n-kinh-t%E1%BA%BF-vi%E1%BB%87t-nam>

【岡山県ベトナム・カンボジアビジネスサポートデスク】

<<日本国内デスク（株式会社 I-GLOCAL 内）>>

【所在地】：東京都中央区銀座1丁目18番2号辰ビル7F

【担当者】：鎌塚 麻由子（かまづかまゆこ）

<<ベトナム/ホーチミン現地デスク（I-GLOCAL ホーチミン事務所内）>>

【所在地】：14th Floor, TNR Tower, 180-192 Nguyen Cong Tru Street, District 1, Ho Chi Minh City

【担当者】：鈴木 友紀（すずき ゆき）

<<ベトナム/ハノイ現地デスク（I-GLOCAL ハノイ事務所内）>>

【所在地】：Room 1206, 12th Floor, Indochina Plaza Ha Noi Tower , 241 Xuan Thuy Street, Cau Giay District, Ha Noi

【担当者】：逆井 将也（さかさい まさや）

<<カンボジア現地デスク（I-GLOCAL カンボジア事務所内）>>

【所在地】：13th Floor, Phnom Penh Tower, #445, Monivong Blve (St.93/232), Sangkat Boeung Pralit, Khan 7 Makara, Phnom Penh, Cambodia

【担当者】：Mak Brathna(マク・ブラタナ)

※ デスクのご利用にあたっては、「岡山県ベトナム・カンボジアビジネスサポートデスク」利用の手引きをご覧のうえ、まずは岡山県産業企画課マーケティング推進室（086-226-7365）までご相談ください。